

参考資料 1

○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

へいせい ねん 3 がつ にちじようれいだい ごう
平成21年 3月31日 条例第50号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 障がい者を支える基本的施策等（第9条—第18条）
- 第3章 障がい者の権利擁護（第19条—第21条）
- 第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり
 - 第1節 地域づくりに関する基本指針の策定（第22条—第26条）
 - 第2節 道の支援（第27条）
- 第5章 障がい者に対する就労の支援（第28条—第32条）
- 第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会（第33条—第40条）
- 第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（第41条—第48条）
- 第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（第49条—第51条）
- 第9章 雑則（第52条・第53条）

附則 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障がい」とは障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。

- 2 この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。
- 3 この条例において「暮らしやすい地域づくり」とは、障がい者が必要とする配慮と支援の提供及び共に生活する地域住民の理解や協力の下で、障がい者の希望や意欲に基づいた、地域における社会生活が保障される地域づくりをいう。

（基本理念）

第3条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと
- (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること
- (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野

において、総合的に取り組むこと。

(4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

(道の責務)

第4条 道は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

(道と市町村の連携)

第5条 道は、障がい者施策における市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村がその地域の特性に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村との緊密な連携を図るとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(道民等の役割)

第6条 道民、事業者及び関係団体（以下「道民等」という。）は、基本理念に基づき、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 障がい者を支える基本的施策等

(関係法令等との調和)

第9条 道は、障がい者の社会生活に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

(道民等の理解の促進)

第10条 道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(企業等の取組の支援)

第11条 道は、地域における障がい者の自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(医療とリハビリテーションの確保)

第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。

(切れ目のない支援)

第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。

(保健・福祉及び教育との連携)

第15条 道は、保健・福祉と教育の連携を推進するに当たっては、次の点に配慮しなければならない。

- (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。
- (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。
- (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。
- (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。
- (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。

(高齢者施策等との連携)
第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業（障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。）の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。

(障がい者の家族に対する配慮)
第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

(地域間格差の是正等)
第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。

第3章 障がい者の権利擁護
(障がいを理由とする差別の禁止等)

第19条 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。以下この項及び次条第2項において同じ。）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第19条の2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者及び関係団体は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第20条 道民は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要

な場において、障がい者が障がい者でない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要かつ合理的な配慮をするように努めるとともに、障がい者に対して障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(虐待の禁止)

第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為（以下「虐待」という。）を行ってはならない。

- (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び遺棄等監護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第4章 障がい者が暮らしやすい地域づくり

第1節 地域づくりに関する基本指針の策定

(基本指針)

第22条 知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第23条 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
- (3) 地域で暮らす障がい者や当該障がい者の支援に関する地域資源の実態の把握に関すること。
- (4) 地域住民と地域における関係者との連携や協力等による障がい者の支援体制（災害時の支援を含む。）の確保に関すること。
- (5) 地域で暮らす障がい者の就労支援に関すること。
- (6) 調整委員会（地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るために、市町村が設置する協議組織をいう。）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者が暮らしやすい地域づくりについて必要な事項に関すること。

(意見聴取等)

第24条 知事は、基本指針を策定するに当たっては、あらかじめ、障がい者と障がい者の家族及び関係団体の意見を聴くとともに、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第25条 知事は、基本指針を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(準用)

第26条 前2条の規定は、基本指針の変更について準用する。

第2節 道の支援

第27条 道は、基本指針に基づき施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対して、次に掲げる支援のための措置を講じなければならない。

- (1) 障がい者に対する支援の状況を勘案して規則で定める圏域ごとに市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置すること。
- (2) 基本指針に基づき施策に必要な人材を養成すること。
- (3) その他市町村における必要な体制の整備に対する支援策を講ずること。

第5章 障がい者に対する就労の支援

(就労支援に関する施策)

第28条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者総合支援法に基づき就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第31条第3項及び第32条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

- 2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主又は使用者は、同条第2項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。
- 3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。
- 4 道及び事業主又は使用者は、障がいを理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。

(就労支援推進計画の策定)

第29条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第33条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。

(認証制度)

第30条 知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

- 2 前項の認証のための基準は、規則で定める。
- 3 知事は、事業者による第1項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、第1項の認証を取得した事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 認証の内容又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認証を受けたとき。

(指定法人)

第31条 知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的

基礎を有すると認められること。

- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、道の監督の下、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 障がい者の就労支援を推進する観点から、福祉的就労関係事業所の販路の確保に関すること。
 - (2) 障がい者の就労支援を推進する観点からの市場調査、商品開発及びサービスの質の向上に関すること。
 - (3) 前条に規定する認証制度に関する業務のうち規則で定める事項
 - (4) その他障がい者の就労支援に関し必要な事項であって規則で定める事項
- 4 指定法人は、毎事業年度、規則で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 道は、障がい者の就労の支援に関する業務の一部について、指定法人に行わせることができる。
- 6 指定法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書を作成し、及び知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 知事は、この条の規定を施行するため必要な限度において、指定法人に対して、第3項の業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。
- 8 知事は、有識者で構成する評価委員会を設置し、指定法人の事業評価を行わせなければならない。
- 9 知事は、指定法人が第1項に定める要件を欠き、又は第7項に定める命令に違反した場合は、指定を取り消すことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、指定法人に関し必要な事項は、規則で定める。

(調達等への配慮)

第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第34条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。
- 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障がい者の保健福祉に関する団体の役員
- (4) 事業者（法人にあっては、その役員）
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

第7章 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

(設置)

第41条 道は、規則で定める圏域ごとに、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（以下「地域づくり委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること。
- (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。
- (3) その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること。

2 前項に定めるもののほか、地域づくり委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議を行う。

(組織)

第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 当該圏域で生活する障がい者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第45条 第41条から前条までに定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域づくり推進員)

第46条 道は、地域づくり委員会を運営するため、第41条で規定する圏域ごとに、知事の委嘱により、地域づくり推進員を置く。

2 地域づくり推進員は、地域づくり委員会を招集するとともに、その運営に係る地域づくり委員会を総理する。

3 地域づくり推進員は、地域づくり委員会において協議する事項に応じ、委員のうちから適当なものに対し、協議に参加させるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、地域づくり推進員は、協議する事項に応じ、必要と認める参考人に対し、協議への参画を求めることができる。

5 地域づくり推進員は、第42条第1項各号に掲げる事項について、第49条第1項に規定する北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に審議を求めることができる。

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(勧告等)

第48条 地域づくり推進員は、地域づくり委員会における協議の結果、すべての委員の賛成により、著しい暮らしづらさがあると判断した場合には、当該暮らしづらさの原因となる者に対して、改善のための指導を行うことができる。

2 前項の指導（虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。）の結果、改善が図られない場合にあっては、地域づくり推進員は、知事に対して、当該暮らしづらさの原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。

3 前項に規定する求めがあった場合、知事は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、知事は、当該勧告内容を公表することができる。

第8章 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

（北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部）

第49条 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、道に北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に關すること。

(2) 各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項に関すること。

(3) その他障がい者施策の推進に関し必要な事項に関すること。

3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

4 本部長は知事をもって、副本部長は副知事をもって充てる。

5 本部員は、学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員等をもって充てる。

6 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

7 本部長に事故があるときは、副本部長のうちから、本部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 推進本部の会議は、本部長が招集する。

（調査部会）

第50条 推進本部に、前条第2項第2号に規定する事項について審議を行うために、調査部会を置く。

2 調査部会の委員については、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 調査部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、委員が互選する。

5 部会長は、調査部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（規則への委任）

第51条 前2条に定めるもののほか、推進本部及び調査部会の組織並びに運営に關し必要な事項は規則で定める。

第9章 雑則

（年次報告）

第52条 知事は、毎年度、議会に、この条例に基づき講じた障がい者の地域における社会生活に関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

（規則への委任）

第53条 この条例の施行に關して必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、施行の準備等を勘案して、規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第9章の規定は、公布の日から施行する。

（平成21年9月規則第74号で、同22年4月1日から施行。ただし、第3章の規定は、同21年10月1日から施行）

（経過措置）

2 道は、就労支援推進計画を策定するに当たって、この条例の施行前に策定した同趣旨の計画については、その一部とみなすことができる。

（検討）

3 知事は、この条例の施行の日から3年を目途として国内の法制度の動向等を踏ま

えて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成24年3月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成25年3月29日条例第20号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日条例第46号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月29日条例第27号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 施行規則

平成22年3月23日規則第15号

目次

第1章 総則（第1条）
第2章 支援員を配置する圏域（第2条）
第3章 指定法人等（第3条―第9条）
第4章 地域づくり委員会（第10条―第20条）
第5章 推進本部（第21条―第23条）
附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 支援員を配置する圏域

第2条 条例第27条第1号の規則で定める圏域は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第14号に規定する区域とする。

第3章 指定法人等

(認証のための基準)

第3条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 常時雇用する労働者の総数に対する障がい者である労働者の総数の割合が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率以上であること。
- (2) 障がい者の就労支援に関して継続的かつ安定的に取り組むと認められること。

(指定の申請等)

第4条 条例第31条第1項の規定による指定の申請は、別記第1号様式の指定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が次項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、指定を受けることができない。

- (1) 条例第31条第9項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない

ほうじん
法人

- (2) 役員のうち、次のいずれかに該当する者のある法人
ア 未成年者
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
エ 精神の機能の障害により、条例第31条第3項の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

4 指定は、期間を定めて行うものとする。

(協定の締結)

第5条 指定法人は、知事と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 実施業務の内容に関する事項
(2) 道が支払うべき費用に関する事項
(3) 業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
(4) 再委託の禁止等に関する事項
(5) 関係法令等の遵守に関する事項
(6) その他知事が必要と認める事項

(指定法人の業務)

第6条 条例第31条第3項第3号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 認証の申請の受付及び審査に関する業務
(2) 認証を受けた事業者の公表に関する業務
(3) 認証制度の広報に関する業務

2 条例第31条第3項第4号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上に関する業務
(2) 事業者による障がい者の就労の支援のための取組の促進に関する業務

(事業計画書等の認可申請)

第7条 条例第31条第4項前段の規定による認可の申請は、毎事業年度開始の日の15日前までに（指定法人の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）別記第2号様式の事業計画書等認可申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第31条第4項後段の規定による認可の申請は、別記第3号様式の事業計画書等変更認可申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(事業報告書の承認申請)

第8条 条例第31条第6項の規定による承認の申請は、毎事業年度終了後30日以内に別記第4号様式の事業報告書等承認申請書に事業報告書及び収支決算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(知事への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、指定法人等に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 地域づくり委員会

(地域づくり委員会の設置圏域等)

第10条 条例第41条の規則で定める圏域は、総合振興局及び振興局の所管区域(市の区域を含む。)とする。

2 地域づくり委員会の名称は、別表の左欄に掲げる圏域の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

(地域づくり委員会の職務)

第11条 地域づくり委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあつせん(以下「協議等」という。)(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第18条第1項に規定する情報の交換及び協議(以下「障害者差別解消法による情報の交換及び協議」という。))を含む。)を行うものとする。

(1) 次条第1項の申立てがあつたとき。

(2) 市町村長から協議等(障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。))の依頼があつたとき。

(3) その他地域づくり推進員が必要と認めるとき。

(地域づくり委員会への協議等の申立て)

第12条 何人も、地域づくり委員会に対し、条例第42条第1項各号に掲げる所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。ただし、特定の障がい者に関する申立てであつて、当該申立てが当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、別記第5号様式の協議等申立書を申立人が居住する圏域の地域づくり推進員に提出して行うものとする。

3 地域づくり委員会は、第1項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議等を行うことができない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき。

(3) 申立てに係る事実のあつた日の翌日から起算して1年を経過しているとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、協議等を行うことが適当でないとして地域づくり推進員が認めるとき。

(地域づくり委員会の協議等)

第13条 地域づくり委員会は、地域づくり推進員(地域づくり推進員が次項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第17条の規定により地域づくり推進員に指名された者。以下この項から第3項までにおいて同じ。))及び地域づくり委員会の委員(以下この条及び第17条において「委員」という。))のうち地域づくり推進員が指名する3人以上の者並びに条例第46条第4項の規定により地域づくり推進員が必要と認めて参画を求めた参考人で協議等(障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。))を行うものとする。ただし、特定の障がい者に関する事案(以下「特定事案」という。))であつて、次に掲げるものについて協議等を行う場合にあつては、地域づくり推進員は5人以上の委員を指名しなければならない。

(1) 虐待に関する事案

(2) 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案

(3) その他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案

2 地域づくり推進員は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名を行うことができない。

- (1) 事案について利害関係を有するとき。
 - (2) 本人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事案の当事者であるとき。
 - (3) 事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
 - (4) 事案の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 3 地域づくり委員会は、特定事案にあつては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の全てが、特定事案以外の事案にあつては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の3人以上が出席しなければ、協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）を行うことができない。
- 4 地域づくり委員会の議事は、条例第48条第1項の規定による判断の場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、地域づくり推進員の決するところによる。

(専門委員会)

第14条 地域づくり委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(地域相談員)

第15条 知事は、地域づくり委員会の協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）の円滑な遂行のため、虐待、差別等に関する事案及び地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行う地域相談員を置くものとする。

2 地域相談員は、次に掲げる者から知事が委嘱する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員
- (3) その他障がい者の権利擁護等に関し優れた識見を有する者

3 地域相談員は、第1項の相談を受けたときは、関係機関に情報を提供するほか、当該相談の内容が第13条第1項各号に掲げる事案（以下「虐待等の事案」という。）に該当すると思料するときは、地域づくり委員会に報告するものとする。地域相談員自らが虐待等の事案に該当すると思料する事実を把握したときも同様とする。

(地域づくり推進員の任期等)

第16条 地域づくり推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の地域づくり推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地域づくり推進員は、再任されることができる。

(地域づくり推進員の職務の代理)

第17条 地域づくり推進員に事故があるとき又は地域づくり推進員が第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、地域づくり推進員があらかじめ指名する委員が、条例第46条第2項から第5項までに規定する地域づくり推進員の職務を代理する。

2 地域づくり推進員は、委員が第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

(調査)

第18条 条例第47条の規定により調査を行う地域づくり推進員又は職員は、別記第6号様式の調査員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(勧告等)

第19条 知事は、条例第48条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、調査部会

の意見を聴かなければならない。

2 条例第48条第4項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事案の概要
- (3) 勧告の内容
（地域づくり委員会の運営）

第20条 この章に定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 推進本部

（推進本部の会議）

第21条 推進本部は、本部長及び本部員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した本部長、副本部長及び本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

（調査部会の会議）

第22条 調査部会の会議は、部会長が招集する。

2 調査部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（推進本部の運営）

第23条 この章に定めるもののほか、その他推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月19日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第68号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日規則第53号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第16号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。)第49条に規定された推進本部の運営等について定めるものとする。

(学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員以外の本部員)

第2 条例第49条第5項に規定する学識経験者、規則で定める関係行政機関の職員以外の本部員については、別表1に規定する者とする。

(推進本部の会議)

第3 本部長は、必要に応じて、副本部長、本部員以外の関係職員に対して、推進本部の会議への出席を求めることができる。

2 本部長は、審議する事項に応じて必要と認める関係機関や障がい当事者などに対して、推進本部の会議への出席を求めることができる。

(本部員の任期)

第4 条例第49条第5項で定める学識経験者である本部員の任期は、2年とする。ただし、学識経験者である本部員が欠けた場合における補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(調査部会の委員)

第5 調査部会は次の委員により組織する。

- (1) 推進本部の本部員である学識経験者
- (2) 審議する事項に応じ、臨時に知事が委嘱する委員

(調査部会の審議事項)

第6 調査部会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 条例第49条第2項第2号に定める事項
- (2) 規則第19条第1項の規定に基づき知事が勧告を行おうとする事項
- (3) その他、知事が必要と認める事項

(調査部会での取扱い)

第7 調査部会において審議する事項の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 地域づくり委員会から審議を求められた事項
地域づくり委員会から、地域の課題等について審議を求められた場合は、解決のための方策について、全道的な見地から検討を行うものとする。
- (2) 知事が勧告を行おうとする事項
地域づくり委員会から、知事が勧告を行うよう求められた場合は、条例第48条第3項に基づく意見の聴取を行った後、調査・指導・勧告の運用方針に基づき、知事による勧告の必要性などについて審議するものとする。

（調査部会の会議）

第8 調査部会の部長は、審議する事項に応じて必要と認める参考人に対し、調査部会への出席を求めることができる。

（部会）

第9 推進本部に、必要に応じて部会を置くことができる。

（幹事）

第10 推進本部の所掌事項に関する連絡調整を行うため、推進本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、幹事会を構成する。
- 4 幹事会の座長は、保健福祉部福祉局長の職にある者が務める。
- 5 幹事会の会議は、座長が招集し、主宰する。
- 6 座長が、特に必要と認めるときには、ワーキンググループを設置することができる。

（事務局）

第11 推進本部の事務局は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に置く。

- 2 調査部会において第6の(2)に定める事項を審議するに当たり、事実を確認する必要があるときは、事務局において条例第47条の規定に基づき調査を行うことができる。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年7月15日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成25年5月14日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成27年1月27日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成27年6月1日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成27年11月5日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成28年4月19日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成29年4月25日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。（一部改正）
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（一部改正）

べつびよう だい じようかんけい
別表 1 (第 2 条 関係)

そうむぶ 総務部長 さいさくぶ 総合政策部長 けいせいかくぶ 環境生活部長 けんふくぶ 保健福祉部長 けいざいぶ 経済部長 ちゆうせいぶ 農政部長 すいさんりんむぶ 水産林務部長 けんせつぶ 建設部長 しゅつにゅうきょく 出納局長 きょういくちやうきやういくぶちやう 教育庁 教育部長

べつびよう だい かんけい
別表 2 (第 10 の 2 関係)

ほけんふくしぶふくしきょく 保健福祉部福祉局長 そうむぶ 総務部総務課長 さいさくぶ 総合政策部総務課長 けいせいかくぶ 環境生活部総務課政策調整担当課長 けんふくぶ 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長 けいざいぶ 経済部経済企画局 経済企画課長 ちゆうせいぶ 農政部農政課長 すいさんりんむぶ 水産林務部総務課企画調整担当課長 けんせつぶ 建設部建設政策局 建設政策課政策調整担当課長 しゅつにゅうきょく 出納局総務課長 きょういくちやうきやうきやうきやうきやうきやうきやうきやう 教育庁 総務政策局 教育政策課長
--